

障発 0331 第 21 号
こ 支 障 第 8 6 号
令和 7 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）」等の一部改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。ただし、就労選択支援に係る改正については、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

各都道府県等におかれては、内容を御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いする。

【資料掲載箇所】

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉
> 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

記

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別紙 1 のとおり改正する。

(改正の概要)

(1) 就労選択支援関係

- ・ 令和 7 年 10 月に施行される就労選択支援について、報酬告示に係る具体的な取扱を記載。
- ・ 就労継続支援 B 型の対象者について、就労選択支援の令和 7 年 10 月以降の取扱いを記載。

(2) その他所要の改正

- ・ 就労継続支援 A 型について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例的な取扱いに係る規定の削除。

2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正について

別紙 2 のとおり改正する。

(改正の概要)

(1) 就労選択支援関係

- ・ 令和 7 年 10 月に施行される就労選択支援について、指定基準に係る具体的な取扱を記載。
- ・ 就労移行支援や就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型において、利用者に対して定期的に就労選択支援に関する情報提供を行う規定の追加。

(2) 利益供与等の禁止関係

- ・ 利益供与等の禁止規定について、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人への利益供与も対象に含むことを明確化するもの。

(3) 地域移行型ホーム関係

- ・ 第十八の 1 ～ 5 に記述される地域移行支援型ホーム※ 1 に係る規定の削除。
- ・ 第十八の 1 ～ 5 の削除に伴い、第十九に地域移行型ホーム※ 2 に係る規定の追加。

(4) その他所要の改正

- ・ 第十五の 1 (5) ⑥ に記述される地域連携推進会議の努力義務規定の削除。

3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正について

別紙 3 のとおり改正する。

(改正の概要)

(1) 利益供与等の禁止関係

- ・ 利益供与等の禁止規定について、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人への利益供与も対象に含むことを明確化するもの。

(2) その他所要の改正

- ・ 第三の 1 (19)⑥に記述される地域連携推進会議の努力義務規定の削除。
- ・ 第三の 3 (45)②に記述される身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応のエ及びカの一部修正。

- 4 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) の一部改正について
別紙 4 のとおり改正する。

(改正の概要)

(1) 利益供与等の禁止関係

- ・ 利益供与等の禁止規定について、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人への利益供与も対象に含むことを明確化するもの。

- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) の一部改正について
別紙 5 のとおり改正する。

(改正の概要)

(1) 利益收受等の禁止関係

- ・ 利益收受等の禁止規定について、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人からの利益收受も対象に含むことを明確化するもの。